

広報への意見 ゴミの量が124トン減少しているのは、とても良い傾向だと思えます。私自身も生ゴミをできるだけ少なくする努力をしています。(13ページへ)

広報への意見 例えば、野菜はクズをできるだけ出さないように、使えるところは野菜のスープにしています。いろいろな出汁につかうと、コクがでます。

◆ 令和5年度◆ 高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種

早めに受けましょう!

対象者①	65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生
	70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生
	75歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生
	80歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生
	85歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生
	90歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生
	95歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生
	100歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生
対象者②	60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障害のある方(身体障害者手帳1級相当) ※予診票を発行しますので、事前にご連絡ください	
実施期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
実施場所	高知県内の委託医療機関 ※要予約	
自己負担金	2,000円 ※生活保護を受給している方は自己負担金の免除制度がありますので、必ず接種前に申請してください	
医療機関に持参するもの	●予診票(対象者①の方には令和5年4月中旬以降に送付予定) ●本人を確認できるもの(健康保険証や運転免許証) ●対象者②の方は身体障害者手帳	
接種回数	令和5年度中に1回	

※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の接種歴のある方は対象外です

- 新型コロナワクチンと同時接種できません。
- 新型コロナワクチンとの接種間隔は、どちらかのワクチンを接種した後2週間以上間隔をあけてください。

◆ 問い合わせ/市役所健康対策課 ☎50-3011 ◆

特定健診受診券の発行

特定健診受診券は、4月1日時点で国保に加入している40～74歳の方を対象に、5月下旬頃に郵送します。受診券郵送以前(4～5月下旬)に受診を予定している方は、受診券の事前発行を行いますので、市民保険課へご連絡ください。

また、人間ドックを受診する際に受診券を持参すると、特定健診にあたる費用の割引が受けられます。ただし、下記の機関では受診券を持参して人間ドックを受診しても割引を受けることができませんので、別途助成申請が必要です。 ※申請は各支所でも受け付けています

4月1日以降に国保に加入した方で受診券が必要な場合は、申し出が必要ですが(受診券が発行できるまで1カ月程度かかります)。

また、人間ドックを受診する際に受診券を持参すると、特定健診にあたる費用の割引が受けられます。ただし、下記の機関では受診券を持参して人間ドックを受診しても割引を受けることができませんので、別途助成申請が必要です。 ※申請は各支所でも受け付けています

助成申請が必要な機関

- いずみの病院
- 高知赤十字病院

助成申請に必要なもの

- 国保被保険者証・振込先金融機関口座の分かるもの

市役所市民保険課 問い合わせ

身体障害者等の方の軽自動車税減免制度

身体等に障害があるため身体障害者手帳等の交付を受けている方で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができます。

4月1日時点で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方が対象になります。

減免の対象

自動車の所有者※1	運転者	車両使用の内容	台数等
身体障害者本人	身体障害者本人	移動のため	1台 車種は 自家用 のもの
身体障害者の方(18歳未満)・知的障害者の方・精神障害者の方、またはその方と生計を同一にする方※2	身体障害者等の方と生計を同一にする方・障害者等の方を常時介護する方※3	身体障害者等の通院・通学(通園)・通所・通勤のための送迎	

※1「所有者」…原則として、所有者が身体障害者の方の名義であること(=身体障害者の方が軽自動車税(種別割)の納税義務者になっていること)
※2「生計を同一にする方」…同居の親族が条件です。別居の場合は、扶養の関係が確認される場合のみ対象
※3「常時介護する方」…障害者の方の通院等のために継続して日常的(週1日以上、もしくは月4回以上)に運転する方

減免の要件

- ①身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方(障害者認定を受けた部位や等級によって減免の可否が異なりますので、お問い合わせください)
- ②知的障害者の方は、療育手帳A1、A2の等級の交付を受けている方
- ③精神障害者の方は、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

申請は毎年必要です! 前年減免認定を受けた方も必ず申請してください。

● 問い合わせ・申請先/市役所税務収納課 ☎57-8504

● 申請は毎年必要です! 前年減免認定を受けた方には、申請様式を4月上旬に送付します

● 問い合わせ・申請先/市役所税務収納課 ☎57-8504

介護保険料を年金からの天引きで納めている方へ

介護保険料は本人の所得や年金収入額、世帯の課税状況によって決定します。

令和5年度の介護保険料は7月上旬に決定するため、4・6・8月の介護保険料の金額は、令和5年2月と同じ保険料額を年金から天引きで納めていただきます(仮徴収)。ただし、8月は年間を通してできるだけ均等になるように調整した金額となります。

所得や課税状況が確定した後、7月に令和5年度の介護保険料(年額)を決定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて、10・12月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

◆ 令和5年度年間保険料(仮徴収) 4月・6月・8月 ※令和5年2月と同料額。ただし8月を除く

◆ 本徴収 10月・12月・翌年2月 ※年間保険料1仮徴収額

市役所高齢者介護課 問い合わせ

無料法律相談会 「貸借トラブル110番」

進学、就職や転勤などで、賃貸住宅を借りたり退去したりすることが増えるこの時期、賃貸借トラブルに特化した相談窓口として、「貸借トラブル110番」を開催します。

日時 4月16日(日) 10時～13時

場所 高知市旭町3丁目一五番地「ソール」2階 県立消費生活センター

相談料 無料

相談方法(予約不要) 面談または電話

※面談の場合は直接会場にお越しください。電話の場合は開催時間内に「県立消費生活センター」相談窓口へ連絡いただき、「貸借トラブル110番」への相談をお伝えください

県立消費生活センター 相談窓口 ☎088-824-0999

国保の手続きは2週間以内に行いましょう

4月は、引越や就職・退職などにより保険が変わる方が多い時期です。手続きに必要なものが必要になります。が、どの手続きにも本人確認書類と併せて世帯主と対象者の個人番号(マイナンバー)が必要となります。

● 加入の届け出が遅れると…
国保税は加入の届け出をした月からではなく、加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。
● 保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

● 喪失の届け出が遅れると…
返却すべき国保被保険者証を使って医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を返納していただくこととなります。

● 国保と他の健康保険の両方に加入した状態では、保険料を二重に納付してしまうことがあります。また、納めていた国保税は、5年を経過

固定資産税 市民健康保険料 後期高齢者医療保険料

随2期の納期限は **5月1日(月)** です。期限内の納付をお願いします。

● 修学のために転出する学生は、修学特例の届け出を行うことで、転出後も香南市国保被保険者証を使用できます

● 転入した↓転出証明書
● 転出した↓香南市国保被保険者証(返却)

● 職場の健康保険の資格(被扶養者を含む)を喪失した↓職場の健康保険の資格喪失日・被扶養者でなくなった日の分かる書類

● 修学のために転出する↓学生証または在学証明書
※修学のために転出する学生は、修学特例の届け出を行うことで、転出後も香南市国保被保険者証を使用できます

市役所市民保険課 問い合わせ